商品概要説明書

2025年4月1日現在

商品名		ごうぎん結婚・子育て資金贈与口座 ※2025年3月31日を以って、新規口座開設受付は終了しました。 ただし既存口座への追加のお預入れは2027年3月31日まで取扱可能です。
お預入れ期間		2016年7月25日（月）～2027年3月31日（水）
特徴		「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」の適用商品です。 父母さま等から結婚や子育ての資金の贈与を受けたお子さま等の名義で専用の普通預金口座を開設します。
結婚・子育て資金とは		1.結婚に際して支払う次のような金銭をいいます。 (1)挙式費用、衣装代等の婚礼（結婚披露）費用（婚姻の日の1年前の日以後に支払われるもの） (2)家賃、敷金などの新居費用、転居費用（一定の期間内に支払われるもの） 2.妊娠、出産および育児に要する次のような金銭をいいます。 (1)不妊治療・妊婦健診に要する費用 (2)分べん費用等・産後ケアに要する費用 (3)小学校就学前の子の医療費、幼稚園・保育所等の保育料（ベビーシッター代を含む）など
ご利用いただける方		父母さま等の直系尊属から結婚・子育て資金の贈与を受けた18歳以上50歳未満の個人のお客さま
口座開設時の必要書類		通常の口座開設の本人確認資料に加え、父母さま等がお子さま等であることを確認できる【戸籍謄本、抄本、住民票】いずれかの原本、および贈与契約書原本の提示が必要となります。 ※贈与契約書は窓口または当行ホームページにご用意しております。口座の開設に先立ち、事前に父母さま等とお子さま等との間で「結婚・子育て資金贈与税非課税措置に関する特約」という贈与契約書を締結していただきます。
口座開設手数料		22,000円（税込）
お預入れ金額		1円以上(1円単位)、1,000万円まで ※結婚費用については300万円が上限となります。 ※預金利息は含まれません。
適用利率		普通預金店頭表示金利
預入形態		普通預金一般通帳　※通帳表紙に「結婚子育資金贈与口座」と印字します。
利息	利払方法	毎年2月と8月の当行所定の日にこの預金へ組み入れます。
	計算方法	毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算。
	課税	20%（国税15%、地方税5%）の源泉分離課税となります。 ※2013年1月1日～2037年12月31日までにお受け取りになる利息については復興特別所得税が課され、20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)の源泉分離課税が適用されます。

贈与資金の準備について	贈与資金を次の方法等にてあらかじめご準備ください。 1.すでに当行にある父母さま等またはお子さま等の口座にあらかじめご入金いただき、口座開設日に本口座へ振替えていただきます。 2.現金でのご入金も可能ですが、ご持参には十分ご注意ください。
お預入れ方法	○お近くの山陰合同銀行窓口でご入金ください。 ○贈与契約書にご記入いただいた金額をお預りします。数回に分けて贈与される場合は都度、贈与契約書を作成いただきます。 ○贈与契約後 2 ヶ月以内にお預入れください。
お引出し方法	○お近くの山陰合同銀行窓口で、随時お引出しいただけます。 ○結婚・子育て資金の支払いを証明する領収書等(原本)を窓口にご提出ください。 ○1 月 1 日から 12 月 31 日を年度とし、領収書の提示ならびに口座からのお引出しは毎年度の翌年 3 月 15 日までとなります。
解約	下記のいずれかの早い日に「結婚・子育て資金贈与税非課税措置に関する特約」は終了します。その場合、本口座はただちにご解約いただきます。 ※ 通常の普通預金口座として引続きご利用いただくことはできません。 ①預金者(お子さま等)が 50 歳になられた場合 ②預金者(お子さま等)が亡くなられた場合 ③残高が 0 円となり、預金者(お子さま等)から口座解約の申出があった場合 ④贈与者(父母さま等)が亡くなられた場合
ご注意いただきたいこと	1.お子さま等がすでに他の金融機関で「結婚・子育て資金の非課税措置に係る専用口座」を開設されている場合は当行でのお申込はできません。 ※お子さま等１人あたり１金融機関（１店舗）の開設に限定されています。 2.結婚・子育て資金として使われなかった資金は贈与税の課税対象となります。 3.それぞれの所定の期限までに領収書等の提出がない場合は贈与税の課税対象となります。 4.贈与を行う年の前年の受贈者（子供・孫等）の合計所得金額が１，０００万円を超える場合は非課税措置の対象外となります。 5.預入期間中に贈与者が亡くなられた際に結婚・子育て資金の支払に充てられていなかった贈与資金の残額は、相続税の課税対象となります。
取扱店舗	全店
その他	本口座は下記のお取引はご利用いただけません。 ・口座振替・振込入金・キャッシュカード・インターネットバンキング
預金保険の適用	適用されます。(１人あたり対象預金等の元本合計 1,000 万円までとその利息等を預金保険制度により保護)
金利情報の入手方法	窓口までお問い合わせください。
当行の苦情・相談窓口	カスタマーセンター(フリーダイヤル　０１２０－３１５１８０) 受付　９：００～１７：００　(ただし銀行休業日は除きます)

当行が契約している指定紛争解決機関および連絡先	指定紛争解決機関：一般社団法人全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号：０５７０－０１７１０９または０３－５２５２－３７７２ 受付　９：００～１７：００(ただし銀行休業日は除きます)